

○県立広島大学大学院総合学術研究科保健福祉学専攻修士学位論文審査及び最終試験実施
要領

平成19年4月1日

大学要領第10号

(目的)

第1条 県立広島大学学位規程(平成19年大学規程第12号。以下「学位規程」という。)第12条の規定に基づき、保健福祉学専攻における修士学位論文(以下「学位論文」という。)の審査及び最終試験の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文題目届)

第2条 学位規程第4条第1項の規定による学位論文の提出をする予定の学生は、指導教員の承認を得た上で、学位論文を提出する年度(以下「提出年度」という。)の11月11日までに、修士学位論文題目届(別記様式第1号)を保健福祉学専攻長(以下「専攻長」という。)を経て総合学術研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、この日が日曜日又は土曜日に当たる場合は、直前の金曜日を提出期限とする。

2 前項の規定により学位論文題目を届け出た学生が、やむをえず題目の若干の変更を行おうとする場合は、指導教員の承認を得たうえで専攻長を経て研究科長に報告するものとする。

(学位論文の提出)

第3条 学位規程第4条第1項の規定による学位論文の提出は、修士学位論文提出届(別記様式第2号)を付して、指導教員の承認を得た上で、提出年度の1月11日午後5時までに、専攻長及び研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、直前の金曜日午後5時を提出期限とする。

2 学位論文の提出部数は、正本1部のほか審査に必要な部数とする。

(年度途中の修了者の提出期限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、年度の中途において課程を修了する見込みの学生については、学位論文題目及び学位論文の提出期限は、専攻長が別に指示する。

(審査委員会)

第5条 学位規程第5条第2項の規定により設置する審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、各論文につき主査1名及び副査2名以上で構成し、主査は指導教員を充てるものとする。

2 主査は、学位規程第5条第2項の規定に基づき総合学術研究科委員会が審査委員会を設置するにあたり、副査の候補者を提案することができるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、論文提出期限後1月以内に、学位論文について査読による審査を行うとともに、口述又は筆記による最終試験を行い、その結果を総合的に評価し、合否を判断するものとする。

2 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験終了後、学生が学位論文の内容を発表し、質疑応答を公開で行うことのできる場として、学位論文発表会を開催することができる。

(結果報告)

第7条 学位規程第5条第9項の規定による審査委員会の報告は、前条の学位論文審査及び最終試験終了後、速やかに修士学位論文審査及び最終試験結果報告書(別記様式第3号)を作成し、専攻長を経て研究科委員会に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、学位論文の審査等に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(別記)
様式第1号(第2条関係)

平成 年 月 日

県立広島大学大学院
総合学術研究科長 様

保健福祉学専攻
学籍番号

氏 名

㊦

修士学位論文題目届

下記のとおり提出します。

| | |
|---------------------|--|
| 学位論文題目 〔和文・英文併記〕 | |
| 主査 職・氏 名 | |
| 副査予定者 職・氏 名 | |
| 副査予定者 職・氏 名 | |
| 副査予定者 職・氏 名 | |

(注) 修士学位論文を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得た上で、11月11日までに修士論文題目届を事務部教学課に提出すること。ただし、この日が日曜日又は土曜日にあたる場合は、直前の金曜日を提出期限とする。

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

県立広島大学学長 様

保健福祉学専攻
学籍番号

氏 名

印

修士学位論文提出届

下記のとおり提出します。

| | | | |
|--|----------|------|---|
| 学位論文題目 〔和文・英文併記〕 | | | |
| 主査 職・氏名 | 印 | | |
| 副査 職・氏名 | 印 | | |
| 副査 職・氏名 | 印 | | |
| 副査 職・氏名 | 印 | | |
| 研究科長引渡日 | 平成 年 月 日 | 受領者印 | 印 |
| 専攻長引渡日 | 平成 年 月 日 | 受領者印 | 印 |
| 教学課受領日 | 平成 年 月 日 | 受領者印 | 印 |
| 修士学位論文提出上の注意 | | | |
| 1 学位論文提出期限は、1月11日午後5時とする。ただし、この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にあたる場合は、直前の金曜日午後5時を提出期限とする。 | | | |
| 2 学位論文提出部数は、正本1部のほか審査に必要な部数とする。 | | | |
| 3 学位論文は、指導教員の承認を得た上で、本部教学課に提出すること。 | | | |

様式第3号 (第7条関係)

修士学位論文審査及び最終試験結果報告書

平成 年度 県立広島大学大学院総合学術研究科保健福祉学専攻

| | | | | | | |
|---------------------|--|----------|---|--------|----------|---|
| 研究科 及び専攻 | 総合学術研究科 保健福祉学専攻 | 指導教員名 | | | | |
| 学籍番号 | | 学生氏名 | | | | |
| (和文・英文併記) 学位論文題目 | | | | | | |
| 修士学位論文審査・最終試験結果要旨 | | | | | | |
| 学位論文審査 | <input type="checkbox"/> 合格 ・ <input type="checkbox"/> 不合格 | | | | | |
| 最終試験 | <input type="checkbox"/> 合格 ・ <input type="checkbox"/> 不合格 | | | | | |
| 審査委員会委員 | 主 査 | 職名 氏名 | 印 | 副 査 | 職名 氏名 | 印 |
| | 副 査 | 職名 氏名 | 印 | 副 査 | 職名 氏名 | 印 |